

令和3年5月に

「障害者差別解消法」が改正されました

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が**差別**になります。
今回の改正により、**民間事業者の合理的配慮の提供が義務化**されます。



「不当な差別的取扱い」

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮をしないこと」

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めています。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等・ 民間事業者 * 民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。	 不当な差別的取扱いが禁止されます。	 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。

※大阪府では、障害者差別解消法の改正に先駆け、大阪府障がい者差別解消条例を改正し、令和3年4月1日より、民間事業者による合理的配慮の提供を義務化しました。

問い合わせ先: 八尾市健康福祉部障がい福祉課

〒581-0003 大阪府八尾市本町1-1-1 八尾市役所1階17番窓口

電話: 072-924-3838 FAX: 072-922-4900

ホームページ: <https://www.city.yao.osaka.jp/0000033306.html>

●障がい者を理由とする不当な差別的取扱い(例)

障がいを理由に契約を断る



障がいを理由に入店を断る



●障がい者への合理的配慮(例)

筆談、読み上げ、手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を用いる



段差がある場合に補助する(キャスター上げ、携帯スロープなど)



◇対応指針

事業を所管する国の役所は、会社やお店などの事業者が適切に対応できるようにするため、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を、障がいのある人などから意見を聞きながらつくることとされています。事業者は「対応指針」を参考にして、障がい者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。

事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、国の役所に報告を求められたり、注意などをされることがあります。

詳しくはこちら➡「関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(内閣府ホームページ)

(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>)

「合理的配慮等具体例データ集」(内閣府ホームページ)

(<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>)

「障がいを理由とする差別の解消に向けて」(大阪府ホームページ)

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai-kaisai.html>)